

居宅介護 重要事項説明書

この「居宅介護 重要事項説明書」は、ナイスケアの居宅介護サービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 ナイスケア
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都目黒区大岡山 1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
法人が所有する営業所の種類・数	
総合支援法	訪問介護ナイスケア(目黒区)・訪問介護ナイスケア世田谷(世田谷区) 訪問介護ナイスケア大田(大田区)・訪問介護ナイスケアたまがわ(川崎市) 特定相談支援事業所(世田谷区)・特定相談支援事業所(目黒区)
介護保険	訪問介護事業所 4ヶ所・介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、販売 住宅改修・居宅介護支援事業所 5ヶ所・介護職員養成研修機関

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ナイスケア大田
事業所の所在地	東京都大田区北千束 3-17-17
事業所の電話番号	03-3748-8520
サービス提供地域	大田区
事業所営業時間	月～土 9:00～18:00 休み 日・祝 12/29～1/3
サービス提供時間	月～土、日、祝 9:00～18:00 その他、別途お打ち合わせによる
事業所番号	1311100323 (平成 18 年 10 月 1 日指定)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・事業所の訪問介護員は心身の状態、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。・事業実施に当たっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。・事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

3 事業所の職員体制 (令和 6 年 4 月 1 日 現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	5	0	5	介護福祉士
居宅介護員	0	20	20	初任者・実務者・介護福祉士
事務員	0	1	1(兼務)	初任者・介護福祉士・社会福祉士

4 サービスの内容

- ① 身体介護：ヘルパーによる食事、着替え、入浴、排泄、移動、移乗介助など。
- ② 家事援助：ヘルパーによる調理、洗濯、買い物、掃除、視覚障害者が行う読み書きの代行等。
- ③ 通院介助：病院内での事務手続きを含む移動、移乗介助など。

5 利用料金

- (1) (料金表は別紙を参照ください)
- (2) 交通費

上記で示した「サービス提供地域」内への利用者宅訪問時の交通費は無料です。それ以外の地域への訪問や、サービス提供中の移動(通院、外出時の同行)にかかる交通費は実費をいただきます。

(3) サービス中止に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

急なご利用者の都合によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払い払頂きます。

サービス中止が必要となった場合は、至急ご連絡ください。(03-3748-8520)

ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
前日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	一律 ¥2,500 (税抜)

(4) 不在時の待機に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

サービス時間に利用者のご不在の時は、下記の料金が必要です。

- ① ヘルパー待機時間が 10 分未満 無料
- ② ヘルパー待機時間が 10 分～20 分まで ¥830- (税抜)
- ③ それ以降は、待機料ではなくサービスの中止料金となります。 ¥2,500- (税抜)

(5) その他

- ① 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、利用者と一緒に外出するサースでかかる施設利用料、公演代などは、利用者にご負担いただきます。
また、外出サービス時にヘルパーが同席する場合の食事代や喫茶代などは、利用者にご負担いただきます。
- ② 受給量(時間)を超えたサービスは、自費負担となります。

6 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、原則銀行自動引落・郵便局自動引落です。やむを得ない場合は、郵便振替用紙または、銀行振込となります。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 (請求書と同封)
- ・銀行の場合 みずほ銀行自由が丘支店 普通預金
口座番号 1831166 口座名義 株式会社ナイスケア

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者又はその家族等から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者又はその家族等が、当事業者に対し 1 週間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者又はその家族等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2 週間以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちに契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解約する日の 1 ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合。
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合。(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。
- ④ 最後のサービス利用月から 12 か月が経った場合は、最後のサービス利用月を契約終了月とします。

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

相談・苦情 窓口	訪問介護ナイスケア大田 管理者（戸田 彩子）
電話番号	03-3748-8520
受付時間	月～金、9：00～18：00 営業時間外は本社にて24時間電話対応。
ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口として担当者を置いています。また、担当者不在のときは基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いております。	

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

目黒区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
目黒区 障害福祉課 相談係	上目黒 2-19-15	5722-9850
世田谷区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
世田谷保健福祉センター 保健福祉課	世田谷 4-22-33	5432-1111
北沢保健福祉センター 保健福祉課	北沢 2-8-18	6804-8727
玉川保健福祉センター 保健福祉課	玉川 1-20-21	3702-2092
砧保健福祉センター 保健福祉課	成城 6-2-1	3482-8198
烏山保健福祉センター 保健福祉課	南烏山 6-22-14	3326-6115
大田区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
障害福祉課認定・給付担当係	蒲田 5-13-14	5744-1591

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部所	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9：00～17：00

虐待防止についての相談・通報先

目黒区障害者虐待防止センター	目黒区総合庁舎 2階障害者支援課内	03-5722-8718
世田谷区の保険福祉課 受付時間 月～金 8：30～17：00		
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2865
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8727
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-2092
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8198
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6115
大田区障害者虐待防止センター	大田区中央 4-30-11	虐待通報専用ダイヤル 03-6303-8819 虐待通報専用 FAX 03-5728-9437

以上

居宅介護 重要事項説明書 料金表別紙 (令和6年6月1日 改定)

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。月額負担上減額については、各区市町村長が定めた額。ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、利用者等の同意を得て2人分の料金をいただきます。事業者が利用者により区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者へ通知します。

居宅介護給付費 基本単価表 [利用総額(単位数×11.20)/利用者負担額]

	身体介護 通院介助(身体あり)	家事援助	通院介助(身体なし)
30分未満	256単位 2,867円/287円	106単位 1,187円/119円	106単位 1,187円/119円
30分以上45分未満	404単位 4,524円/453円	153単位 1,713円/172円	197単位 2,206円/221円
45分以上60分未満		197単位 2,206円/221円	
60分以上75分未満	587単位 6,574円/658円	239単位 2,676円/268円	275単位 3,080円/308円
75分以上90分未満		275単位 3,080円/308円	
90分以上	—	311単位 3,483円/349円 15分を増すごとに+35単位 +392円/+40円	345単位 3,864円/387円 30分を増すごとに+69単位 +772円/+78円
90分以上120分未満	669単位 7,492円/750円	—	—
120分以上150分未満	754単位 8,444円/845円	—	—
150分以上180分未満	837単位 9,374円/938円	—	—
180分以上	921単位 10,315円/1,032円	—	—
30分を増すごとに+83単位	+929円/+93円	—	—

※基本単価に対して、早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)帯は上記料金の25%増し深夜(22:00~6:00)帯は同50%増しとなります。

<加算>

- 初回加算** 200単位/月×11.20=2,240円/224円(利用総額/利用者負担額)
 サービス提供責任者が新規のご利用者に対して初回訪問時に自らサービス提供を行うか、事業所のヘルパーに同行訪問した時に加算されます。
- 緊急時対応加算** 100単位×11.20=1,120円/112円(利用総額/利用者負担額)
 ご利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が事業所のヘルパーの手配、若しくは自らサービス提供を行った時に加算されます。(月2回限度)
- 利用者負担額上限管理加算** 150単位/月×11.20=1,680円/168円(利用総額/利用者負担額)
 複数の事業所がサービス提供を行うご利用者の負担額に関し、上限管理が必要で且つ上限管理事業所に指名された事業所に加算されます。
- 喀痰吸引等支援体制加算** 100単位×11.20=1,120円/112円(利用総額/利用者負担額)
 特定事業所加算Iを算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算されます。(1日につき)
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)** $\text{利用単位数} \times 40.2\% \times 11.20$
 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対して、介護を行った場合に加算。

令和6年4月1日から減算となる項目をまとめてあります。

当事業所における減算の適用はございませんが、事業所の取り組みとしてご周知ください。

<減算>

- 身体拘束廃止未実施** 所定単位数の1\%を減算
 身体拘束を行う場合の緊急やむを得ない理由や態様、時間、ご利用者の心身の状況などを記録する事や委員会の設置、指針整備、研修の実施を行うなど身体拘束廃止に向けての取り組みを実施していない。
- 虐待防止措置未実施** 所定単位数の1\%を減算
 虐待防止委員会の開催、研修の実施や責任者の設置など虐待防止対策に関する取り組みを実施していない。
- 情報公表未報告減算** 所定単位数の5\%を減算
 情報公表システムへの報告ができていない場合。

重度訪問介護 重要事項説明書

の「重度訪問介護 重要事項説明書」は、ナイスケアの重度訪問介護サービスを受けられる際に、ご用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 ナイスケア
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都目黒区大岡山 1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
法人が所有する営業所の種類・数	
総合支援法	訪問介護ナイスケア(目黒区)・訪問介護ナイスケア世田谷(世田谷区) 訪問介護ナイスケア大田(大田区)・訪問介護ナイスケアたまがわ(川崎市) 特定相談支援事業所(世田谷区)・特定相談支援事業所(目黒区)
介護保険	訪問介護事業所 4ヶ所・介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、販売 住宅改修・居宅介護支援事業所 5ヶ所・介護職員養成研修機関

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ナイスケア大田
事業所の所在地	東京都大田区北千束 3-17-17
事業所の電話番号	03-3748-8520
サービス提供地域	大田区
事業所営業時間	月～土 9:00～18:00 休み 日・祝 12/29～1/3
サービス提供時間	月～土、日、祝 9:00～18:00 その他、別途お打ち合わせによる
事業所番号	1311100323 (平成 18 年 10 月 1 日 指定)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">事業所の訪問介護員は心身の状態、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。事業実施に当たっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

3 事業所の職員体制 (令和 6 年 4 月 1 日 現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	5	0	5	介護福祉士
居宅介護員	0	20	20	初任者・実務者・介護福祉士
事務員	0	1	1(兼務)	初任者・介護福祉士・社会福祉士

4 サービスの内容

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

5 利用料金

(1) (料金表は別紙を参照ください)

(2) 交通費

上記で示した「サービス提供地域」内への利用者宅訪問時の交通費は無料です。それ以外の地域への訪問や、サービス提供中の移動(通院、外出時の同行)にかかる交通費は実費をいただきます。

(3) サービス中止に関わるご利用者負担金(消費税がかかります)

急なご利用者の都合 によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払いいただきます。

サービス中止が必要となった場合は、至急ご連絡ください。(03-3748-8520)

ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
前日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	一律 ¥2,500 (税抜)

(4) 不在時の待機に関わるご利用者負担金(消費税がかかります)

サービス時間に利用者をご不在の時は、下記の料金が必要です。

- ① ヘルパー待機時間が 10 分未満 無料
- ② ヘルパー待機時間が 10 分～20 分まで ¥830- (税抜)
- ③ それ以降は、待機料ではなくサービスの中止料金となります。 ¥2,500- (税抜)

(5) その他

- ① 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、利用者と一緒に外出するサービスでかかる施設利用料、公演代などは、利用者にご負担いただきます。また、外出サービス時にヘルパーが同席する場合の食事代や喫茶代などは、利用者にご負担いただきます
- ② 受給量(時間)を超えたサービスは、自費負担となります。

6 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、原則銀行自動引落・郵便局自動引落です。やむを得ない場合は、郵便振替用紙または、銀行振込となります。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 (請求書と同封)
- ・銀行の場合 みずほ銀行自由が丘支店 普通預金
口座番号 1831166 口座名義 株式会社ナイスケア

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 重度訪問介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、重度訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者又はその家族等から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 重度訪問介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者又はその家族等が、当事業者に対し 1 週間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者又はその家族等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2 週間以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちに契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解約する日の 1 ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合。
- ② 重度訪問介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合。(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。
- ④ 最後のサービス利用月から 12 か月が経った場合は、最後のサービス利用月を契約終了月とします。

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

相談・苦情 窓口	訪問介護ナイスケア大田 管理者（戸田 彩子）
電話番号	03-3748-8520
受付時間	月～金、9：00～18：00 営業時間外は本社にて24時間電話対応。
ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口として担当者を置いています。また、担当者不在のときは基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いております。	

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

目黒区相談窓口（受付時間8：30～17：00）	住 所	電 話
目黒区 障害福祉課 相談係	上目黒 2-19-15	5722-9850
世田谷区相談窓口（受付時間8：30～17：00）	住 所	電 話
世田谷保健福祉センター 保健福祉課	世田谷 4-22-33	5432-1111
北沢保健福祉センター 保健福祉課	北沢 2-8-18	6804-8727
玉川保健福祉センター 保健福祉課	玉川 1-20-21	3702-2092
砧保健福祉センター 保健福祉課	成城 6-2-1	3482-8198
烏山保健福祉センター 保健福祉課	南烏山 6-22-14	3326-6115
大田区相談窓口（受付時間8：30～17：00）	住 所	電 話
障害福祉課認定・給付担当係	蒲田 5-13-14	5744-1591

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部所	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9：00～17：00

虐待防止についての相談・通報先

目黒区障害者虐待防止センター	目黒区総合庁舎 2階障害者支援課内	03-5722-8718
世田谷区の保険福祉課 受付時間 月～金 8：30～17：00		
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2865
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8727
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-2092
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8198
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6115
大田区障害者虐待防止センター	大田区中央 4-30-11	虐待通報専用ダイヤル 03-6303-8819 虐待通報専用FAX 03-5728-9437

以上

重度訪問介護 重要事項説明書 料金表別紙 (令和6年6月1日 改定)

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。月額負担上減額については、各区市町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、利用者等の同意を得て 2 人分の料金をいただきます。

事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者へ通知します。

重度訪問介護給付費 基本単価表 [利用総額 (単位数×11.20) /利用者負担額]

	基本部分 (Ⅲ)	重度障害者等の場合 (Ⅰ)	障害程度区分 6 に該当する 方の場合 (Ⅱ)
1 時間未満	186 単位 2,083 円/209 円	214 単位 2,396 円/240 円	202 単位 2,262 円/227 円
1 時間以上 1 時間半未満	277 単位 3,102 円/311 円	319 単位 3,572 円/358 円	301 単位 3,371 円/338 円
1 時間半以上 2 時間未満	369 単位 4,132 円/414 円	424 単位 4,748 円/475 円	400 単位 4,480 円/448 円
2 時間以上 2 時間半未満	461 単位 5,163 円/517 円	530 単位 5,936 円/594 円	500 単位 5,600 円/560 円
2 時間半以上 3 時間未満	553 単位 6,193 円/620 円	636 単位 7,123 円/713 円	600 単位 6,720 円/672 円
3 時間以上 3 時間半未満	644 単位 7,212 円/722 円	741 単位 8,290 円/830 円	699 単位 7,828 円/783 円
3 時間半以上 4 時間未満	736 単位 8,243 円/825 円	846 単位 9,475 円/948 円	799 単位 8,948 円/895 円
4 時間以上 8 時間未満 30 分を増すごとに	+85 単位 952 円/96 円	+98 単位 1,097 円/110 円	+92 単位 1,030 円/103 円
8 時間以上 12 時間未満 30 分を増すごとに	+85 単位 952 円/96 円	+98 単位 1,097 円/110 円	+92 単位 1,030 円/103 円
12 時間以上 16 時間未満 30 分を増すごとに	+81 単位 907 円/91 円	+93 単位 1,041 円/105 円	+88 単位 974 円/98 円
16 時間以上 20 時間未満 30 分を増すごとに	+86 単位 963 円/97 円	+99 単位 1,108 円/111 円	+93 単位 1,041 円/105 円
20 時間以上 24 時間未満 30 分を増すごとに	+80 単位 896 円/90 円	+92 単位 1,030 円/103 円	+87 単位 974 円/98 円

移動介護加算単価 [利用総額 (単位数×11.20) /利用者負担額]

1 時間未満	100 単位 1,120 円/112 円	2 時間以上 2 時間半未満	175 単位 1,960 円/196 円
1 時間以上 1 時間半未満	125 単位 1,400 円/140 円	2 時間半以上 3 時間未満	200 単位 2,240 円/224 円
1 時間半以上 2 時間未満	150 単位 1,680 円/168 円	3 時間以上	275 単位 3,080 円/308 円

※基本単価に対して、早朝 (6:00~8:00)、夜間 (18:00~22:00) 帯は上記料金の 25%増し深夜 (22:00~6:00) 帯は同 50%増しとなります。

<加算>

- ・初回加算 200 単位/月×11.20=2,240 円/224 円(利用総額/利用者負担額)

サービス提供責任者が新規のご利用者に対して初回訪問時に自らサービス提供を行うか、事業所のヘルパーに同行訪問した時に加算されます。
- ・緊急時対応加算 100 単位×11.20=1,120 円/112 円(利用総額/利用者負担額)

ご利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が事業所のヘルパーの手配、若しくは自らサービス提供を行った時に加算されます。(月 2 回限度)
- ・利用者負担額上限管理加算 150 単位/月×11.20=1,680 円/168 円(利用総額/利用者負担額)

複数の事業所がサービス提供を行うご利用者の負担額に関し、上限管理が必要で且つ上限管理事業所に指名された事業所に加算されます。
- ・喀痰吸引等支援体制加算 100 単位×11.20=1,120 円/112 円(利用総額/利用者負担額)

特定事業所加算 I を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算されます。(1 日につき)
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 利用単位数×32.8%×11.20

介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対して、介護を行った場合に加算。

令和6年4月1日から減算となる項目をまとめてあります。

当事業所においての減算の適用はございませんが、事業所の取り組みとしてご周知ください。

<減算>

- ・身体拘束廃止未実施 所定単位数の1%を減算

身体拘束を行う場合の緊急やむを得ない理由や態様、時間、ご利用者の心身の状況などを記録する事や委員会の設置、指針整備、研修の実施を行うなど身体拘束廃止に向けての取り組みを実施していない。

- ・虐待防止措置未実施 所定単位数の1%を減算

虐待防止委員会の開催、研修の実施や責任者の設置など虐待防止対策に関する取り組みを実施していない。

- ・情報公表未報告減算 所定単位数の5%を減算

情報公表システムへの報告ができていない場合。

同行援護 重要事項説明書

この「同行援護 重要事項説明書」は、ナイスケアの同行援護サービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 ナイスケア
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都目黒区大岡山 1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
法人が所有する営業所の種類・数	
総合支援法	訪問介護ナイスケア(目黒区)・訪問介護ナイスケア世田谷(世田谷区) 訪問介護ナイスケア大田(大田区)・訪問介護ナイスケアたまがわ(川崎市) 特定相談支援事業所(世田谷区)・特定相談支援事業所(目黒区)
介護保険	訪問介護事業所4ヶ所・介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、 販売住宅改修・居宅介護支援事業所5ヶ所・介護職員養成研修機関

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ナイスケア大田
事業所の所在地	東京都大田区北千束 3-17-17
事業所の電話番号	03-3748-8520
サービス提供地域	大田区
事業所営業時間	月～土 9:00～18:00 休み 日・祝 12/29～1/3
サービス提供時間	月～土、日、祝 9:00～18:00 その他、別途お打ち合わせによる
事業所番号	1311100323 (平成23年10月1日指定)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・事業所の訪問介護員は心身の状態、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。・事業実施に当たっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。・事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

3 事業所の職員体制 (令和6年4月1日現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1			介護福祉士
サービス提供責任者	5	0	5	介護福祉士
居宅介護員	0	20	20	初任者・実務者・介護福祉士
事務員	0	1	1(兼務)	初任者・介護福祉士・社会福祉士

4 サービスの内容

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。
- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。
- ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

5 利用料金

(1) (料金表は別紙を参照ください)

(2) 交通費

上記で示した「サービス提供地域」内への利用者宅訪問時の交通費は無料です。それ以外の地域への訪問や、サービス提供中の移動(通院、外出時の同行)にかかる交通費は実費をいただきます。

(3) サービス中止に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

急なご利用者の都合によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払い払頂きます。

サービス中止が必要となった場合は、至急ご連絡ください。(03-3748-8520)

ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
前日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	一律 ¥2,500 (税抜)

(4) 不在時の待機に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

サービス時間に利用者をご不在の時は、下記の料金が必要です。

- ① ヘルパー待機時間が 10 分未満 無料
- ② ヘルパー待機時間が 10 分～20 分まで ¥830- (税抜)
- ③ それ以降は、待機料ではなくサービスの中止料金となります。 ¥2,500- (税抜)

(5) その他

① 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、利用者と一緒に外出するサービスでかかる施設利用料、公演代などは、利用者にご負担いただきます。

また、外出サービス時にヘルパーが同席する場合の食事代や喫茶代などは、利用者にご負担いただきます。

② 受給量(時間)を超えたサービスは、自費負担となります。

6 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、原則銀行自動引落・郵便局自動引落です。やむを得ない場合は、郵便振替用紙または、銀行振込となります。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙（請求書と同封）
- ・銀行の場合 みずほ銀行自由が丘支店 普通預金
口座番号 1831166 口座名義 株式会社ナイスケア

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 同行援護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、同行援護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者又はその家族等から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 同行援護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者又はその家族等が、当事業者に対し 1 週間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者又はその家族等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2 週間以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちに契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解約する日の 1 ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合。
- ② 同行援護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合。(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。
- ④ 最後のサービス利用月から 12 か月が経った場合は、最後のサービス利用月を契約終了月とします。

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

相談・苦情 窓口	訪問介護ナイスケア大田 管理者（戸田 彩子）
電話番号	03-3748-8520
受付時間	月～金、9：00～18：00 営業時間外は本社にて24時間電話対応。
ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口として担当者を置いています。また、担当者不在のときは基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いております。	

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

目黒区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
目黒区 障害福祉課 相談係	上目黒 2-19-15	5722-9850
世田谷区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
世田谷保健福祉センター 保健福祉課	世田谷 4-22-33	5432-1111
北沢保健福祉センター 保健福祉課	北沢 2-8-18	6804-8727
玉川保健福祉センター 保健福祉課	玉川 1-20-21	3702-2092
砧保健福祉センター 保健福祉課	成城 6-2-1	3482-8198
烏山保健福祉センター 保健福祉課	南烏山 6-22-14	3326-6115
大田区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
障害福祉課認定・給付担当係	蒲田 5-13-14	5744-1591

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町

村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部所	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9：00～17：00

虐待防止についての相談・通報先

目黒区障害者虐待防止センター	目黒区総合庁舎 2階障害者支援課内	03-5722-8718
世田谷区の保険福祉課 受付時間 月～金 8：30～17：00		
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2865
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8727
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-2092
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8198
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6115
大田区障害者虐待防止センター	大田区中央 4-30-11	虐待通報専用ダイヤル 03-6303-8819 虐待通報専用FAX 03-5728-9437

以上

同行援護 重要事項説明書 料金表別紙 (令和6年6月1日 改定)

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。月額負担上減額については、各区市町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、利用者等の同意を得て 2 人分の料金をいただきます。事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

同行援護給付費 基本単価表 [利用総額 (単位数×11.20) /利用者負担額]

30 分未満	191 単位 2,139 円/214 円
30 分以上 60 分未満	302 単位 3,382 円/339 円
60 分以上 90 分未満	436 単位 4,883 円/489 円
90 分以上 120 分未満	501 単位 5,611 円/562 円
120 分以上 150 分未満	566 単位 6,339 円/634 円
150 分以上 180 分未満	632 単位 7,078 円/708 円
180 分以上	697 単位 7,806 円/781 円 30 分を増すごとに+66 単位 739 円/74 円

※基本単価に対して、早朝 (6:00~8:00)、夜間 (18:00~22:00) 帯は上記料金の 25%増し深夜 (22:00~6:00) 帯は同 50%増しとなります。

<加算>

- ・初回加算 200 単位/月×11.20=2,240 円/224 円 (利用総額/利用者負担額)

サービス提供責任者が新規のご利用者に対して初回訪問時に自らサービス提供を行うか、事業所のヘルパーに同行訪問した時に加算されます。

- ・利用者負担額上限管理加算 150 単位/月×11.20=1,680 円/168 円 (利用者総額/利用者負担額)

複数の事業所がサービス提供を行うご利用者の負担額に関し、上限管理が必要で且つ上限管理事業所に指名された事業所に加算されます。

- ・障害支援区分 3 に該当する方 +20%

- ・障害支援区分 4 に該当する方 +40%

- ・緊急時対応加算 100 単位×11.20=1,120 円/112 円 (利用者総額/利用者負担額)

ご利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が事業所のヘルパーの手配、若しくは自らサービス提供を行った時に加算されます。(月 2 回限度)

- ・喀痰吸引等支援体制加算 100 単位×11.20=1,120 円/112 円 (利用総額/利用者負担額)

特定事業所加算 I を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算されません。(1 日につき)

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算 (II) 利用単位数×40.2%×11.20

介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対して、介護を行った場合に加算。

令和 6 年 4 月 1 日から減算となる項目をまとめてあります。

当事業所においての減算の適用はございませんが、事業所の取り組みとしてご周知ください。

<減算>

- ・身体拘束廃止未実施 所定単位数の 1%を減算

身体拘束を行う場合の緊急やむを得ない理由や態様、時間、ご利用者の心身の状況などを記録する事や委員会の設置、指針整備、研修の実施を行うなど身体拘束廃止に向けての取り組みを実施していない。

- ・虐待防止措置未実施 所定単位数の 1%を減算

虐待防止委員会の開催、研修の実施や責任者の設置など虐待防止対策に関する取り組みを実施していない。

- ・情報公表未報告減算 所定単位数の 5%を減算

情報公表システムへの報告ができていない場合。

移動支援 重要事項説明書

この「移動支援 重要事項説明書」は、ナイスケアの移動支援サービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 ナイスケア
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都目黒区大岡山 1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
法人が所有する営業所の種類・数	
総合支援法	訪問介護ナイスケア(目黒区)・訪問介護ナイスケア世田谷(世田谷区) 訪問介護ナイスケア大田(大田区)・訪問介護ナイスケアたまがわ(川崎市) 特定相談支援事業所(世田谷区)・特定相談支援事業所(目黒区)
介護保険	訪問介護事業所 4ヶ所・介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、 販売住宅改修・居宅介護支援事業所 5ヶ所・介護職員養成研修機関

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ナイスケア大田
事業所の所在地	東京都大田区北千束 3-17-17
事業所の電話番号	03-3748-8520
サービス提供地域	大田区
事業所営業時間	月～土 9:00～18:00 休み 日・祝 12/29～1/3
サービス提供時間	月～土、日、祝 9:00～18:00 その他、別途お打ち合わせによる
事業所番号	大田区 1311100323・世田谷区 0060001070・目黒区 1361100322
運営方針	<ul style="list-style-type: none">事業所の訪問介護員は心身の状態、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。事業実施に当たっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

3 事業所の職員体制 (令和6年4月1日 現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	5	0	5	介護福祉士
居宅介護員	0	20	20	初任者・実務者・介護福祉士
事務員	0	1	1(兼務)	初任者・介護福祉士・社会福祉士

4 主たる対象者

重度の視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者

5 サービスの内容

【移動支援】

- ① 社会生活上必要不可欠な外出 官公署や金融機関への外出、公的行事への参加など。
- ② 余暇活動等社会参加のための外出 レクリエーションなど。
- ③ 通学のための外出

6 利用料金

(1) 移動支援（通学介助を含む）サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、住民税非課税世帯及び生活保護世帯については、無料。また、住民税課税世帯の月額負担上限額については各区市町村が定めた額とし、介護給付・訓練等給付の利用者負担額と移動支援サービス利用者負担額を合算した額が月額負担上限額を超えない範囲で、利用者は移動支援サービス利用者負担額を支払う。この場合、介護給付・訓練等給付の利用者負担額を優先して計上することとする。※事業者が利用者に代わり各区市町村から受領した移動支援サービス費の額については、利用者に通知します。

目黒区 移動支援サービス基本単価表

	身体あり	身体なし	通学介助
0.5時間未満	2,867円	1,187円	2,206円
0.5時間以上1時間未満	4,524円	2,206円	3,080円
1時間以上1.5時間未満	6,574円	3,080円	0.5時間増すごとに 772円
1.5時間以上2時間未満	7,492円	3,864円	
2時間以上2.5時間未満	8,444円	4,636円	
2.5時間以上3時間未満	9,374円	5,409円	
3時間以上3.5時間未満	10,315円	6,182円	
3.5時間以上4時間未満	11,244円	6,955円	
4時間以上4.5時間未満	12,174円	7,728円	
4.5時間以上5時間未満	13,104円	8,500円	
5時間以上5.5時間未満	14,033円	9,273円	
5.5時間以上6時間未満	14,963円	10,046円	
6時間以上6.5時間未満	15,892円	10,819円	
6.5時間以上7時間未満	16,822円	11,592円	
7時間以上7.5時間未満	17,752円	12,364円	
7.5時間以上8時間未満	18,681円	13,137円	
0.5時間増すごとに	929円	772円	
早朝・夜間加算 0.5時間ごと	716円	296円	551円

世田谷区 移動支援サービス基本単価表

	身体あり	身体なし
最初の30分まで	2,700円	30分毎に1,050円
1時間まで	4,300円	
1.5時間まで	6,200円	短時間ヘルパー調整加算 400円 移動支援（身体なし）を30分のみ提供した場合の加算
1.5時間以上	以降、30分毎に+900円	

大田区 移動支援サービス基本単価表（令和3年10月から）

	身体あり（日中）	身体あり（日中以外）	身体なし（日中）	身体なし（日中以外）
最初の30分まで	2,850円	3,560円	1,170円	1,460円
1時間まで	4,500円	5,625円	2,190円	2,735円
1.5時間まで	6,540円	8,175円	3,060円	3,825円
1.5時間以上	以降、 30分毎に+920円	以降、 30分毎に+1,150円	以降、 30分毎に+770円	以降、 30分毎に+960円

※基本単価に対して早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）帯は上記料金の25%増し深夜（22：00～6：00）帯は同50%増しとなります。（目黒区の通学介助はその対象外となります。）

また、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は利用者等の同意を得て、2人分の料金をいただきます。

(2) 交通費

上記で示した「サービス提供地域」内への利用者宅訪問時の交通費は無料です。それ以外の地域への訪問や、サービス提供中の移動（通院、外出時の同行）にかかる交通費は実費をいただきます。

(3) サービス中止に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

急なご利用者の都合によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払いいただきます。

サービス中止が必要となった場合は、至急ご連絡ください。（03-3748-8520）

利用の前日17：00までにご連絡いただいた場合	無料
前日17：00以降にご連絡いただいた場合	一律¥2,500（税抜）

(4) 不在時の待機に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

サービス時間に利用者をご不在の時は、下記の料金が必要です。

- ① ヘルパー待機時間が 10 分未満 無料
- ② ヘルパー待機時間が 10 分～20 分まで ¥830-（税抜）
- ③ それ以降は、待機料ではなくサービスの中止料金となります。 ¥2,500-（税抜）

(5) その他

- ① 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、利用者と一緒に外出するサービスでかかる施設利用料、公演代などは、利用者にご負担いただきます。また、外出サービス時にヘルパーが同席する場合の食事代や喫茶代などは、利用者にご負担いただきます。
- ② 受給量(時間)を超えたサービスは、自費負担となります。

7 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、原則銀行自動引落・郵便局自動引落です。

やむを得ない場合は、郵便振替用紙または、銀行振込となります。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙（請求書と同封）
- ・銀行の場合 みずほ銀行自由が丘支店 普通預金
口座番号 1831166 口座名義 株式会社ナイスケア

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 移動支援の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者又はその家族等から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 移動支援サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者又はその家族等が、当事業者に対し 1 週間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者又はその家族等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2 週間以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちに契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解約する日の 1 ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護給付において重度訪問介護・重度障害者包括支援・行動援護の支給決定がなされた場合。
- ② 施設入所支援のサービスを受ける場合。
- ③ 区外に転居された場合。
- ④ 利用者が亡くなった場合。
- ⑤ 最後のサービス利用月から 12 か月が経った場合は、最後のサービス利用月を契約終了月とします。

9 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

1 0 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

1 1 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

相談・苦情 窓口	訪問介護ナイスケア大田 管理者（戸田 彩子）
電話番号	03-3748-8520
受付時間	月～金、9：00～18：00 営業時間外は本社にて 24 時間電話対応。

ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口として担当者を置いています。また、担当者不在のときは基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いております。

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部所	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9：00～17：00

以上

サービスの内容等に関する行政の苦情相談、虐待相談・通報、その他の窓口

1. 目黒区 苦情相談窓口

目黒区相談窓口 (受付時間 8:30~17:00)	住 所	電 話
目黒区 障害福祉課 相談係	上目黒 2-19-15	5722-9850
目黒区 虐待相談・通報 (障害)		
目黒区障害者虐待防止センター	目黒区総合庁舎 2階障害者支援課内	03-5722-8718

2. 世田谷区 苦情相談窓口

世田谷区相談窓口 (受付時間 8:30~17:00)	住 所	電 話
世田谷保健福祉センター 保健福祉課	世田谷 4-22-33	5432-1111
北沢保健福祉センター 保健福祉課	北沢 2-8-18	6804-8727
玉川保健福祉センター 保健福祉課	玉川 1-20-21	3702-2092
砧保健福祉センター 保健福祉課	成城 6-2-1	3482-8198
烏山保健福祉センター 保健福祉課	南烏山 6-22-14	3326-6115

世田谷区 虐待相談・通報 (障害)、その他の相談窓口

世田谷区の保険福祉課 受付時間 月~金 8:30~17:00		
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2865
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8727
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-2092
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8198
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6115

3. 大田区 苦情相談窓口

大田区相談窓口 (受付時間 8:30~17:00)	住 所	電 話
障害福祉課認定・給付担当係	蒲田 5-13-14	5744-1591
大田区 虐待相談・通報 (障害)		
大田区障害者虐待防止センター	大田区中央 4-30-11	虐待通報専用ダイヤル 03-6303-8819 虐待通報専用 FAX 03-5728-9437

以上